

2020年度

松が丘小学校区まちづくり協議会
定期総会議案書

日時：2020年5月27日（水）

19時00分～

場所：総合福祉保健センター 講座室

松が丘小学校区まちづくり協議会

総 会 次 第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 来賓及びオブザーバーの紹介
- 4 総会成立の報告
- 5 議長選出
- 6 議事録署名人の選任
- 7 議事
 - (1) 議案第1号 2019年度事業報告
 - (2) 議案第2号 2019年度会計決算報告・監査結果
 - (3) 議案第3号 2020年度役員改選(案)
 - (4) 議案第4号 2020年度事業計画(案)
 - (5) 議案第5号 2020年度予算(案)
- 8 議長退任
- 9 その他
- 10 閉会

議案第 1 号

2019 年度事業報告

(活動目的)

松が丘小学校区まちづくり協議会は、松が丘小学校区にお住まいの皆さまが安全に安心して、住み続けるために、住民相互の連携を図り、課題解決に取り組み、明るく元気な、まちづくりを推進することを目的とする。

(活動内容)

1 地域の情報発信【総務・広報部会】

まちづくり協議会の事業報告や行事案内、また地域での活動状況等について、地域にお住まいの方々にお知らせするための広報紙を発行した。

- ・第 2 号 発行時期 2019 年 10 月 1 日 配布枚数 約 2,000 部
- ・第 3 号 発行時期 2020 年 3 月 1 日 配布枚数 約 2,000 部

2 健康増進及び地域福祉【福祉活動推進部会】

地域にお住まいの高齢者や障害のある方などの生活支援や外出支援の方策を調査研究の一環として、地域住民が気軽に立ち寄り、居場所となる「まち協カフェ」を開催した。

- ◇開催時期 毎月第 3 日曜日、9:00～11:50 ◇参加費 100 円
- ◇開催状況 試行実施: 9 月 1 日、本格実施: 9 月 22 日以降毎月開催
- ◇延参加者 89 名

3 地域交流及び多世代交流【多世代交流部会】

地域にお住まいの方々がふれあいや交流を図ることによって親睦や絆を深め、地域全体が元気になり、また活性化することを目的として「ふれあい交流音楽会」を開催した。

- ◇開催日時 2020 年 2 月 2 日(日) 10:00～12:30
- ◇開催場所 総合福祉保健センター 多目的ホール
- ◇演 目 津軽三味線、銭太鼓、カラオケ、フラダンス、音頭会、コーラス
- ◇参加者 110 名

4 地域交流及び多世代交流【多世代交流部会】

(松が丘小校区・三輪小校区まちづくり協議会・志手原校区地域づくり協会) 共催
三輪地区内にお住まいの方々が簡単に楽しめるニュースポーツを開催し、交流を図ることができた。

- ◇開催日時 2020 年 2 月 15 日(土) 13:30～16:00
- ◇開催場所 まちづくり協働センター 多目的室
- ◇実施内容 囲碁ボール大会、コミュニケーション麻雀ゲーム
- ◇参加者 約 100 名

5 地域計画策定講演会【総務広報部会】

少子高齢化時代における地域づくりの進め方や地域計画づくりに向けた講演会を開催した。

- ◇開催日時 2019年10月13日(土) 13:30～15:30
- ◇開催場所 まちづくり協働センター 講座室
- ◇講師 兵庫県立大学教授 赤澤 宏樹氏
- ◇テーマ 「少子化・高齢化時代の地域づくり」
- ◇参加者 26名

6 地域づくり講演会【総務広報部会】

(松が丘小校区・三輪小校区まちづくり協議会・志手原校区地域づくり協議会) 共催
地域住民が主体的に参加する地域づくりのポイントや若者が地域づくりに参画するワケ、地域で活躍する仕組みについて、活動事例に基づく講演会を開催した。

- ◇開催日時 2020年1月25日(土) 13:30～15:30
- ◇開催場所 まちづくり協働センター 多目的室
- ◇講師 朝来市市長公室総合政策課 馬袋 真紀氏
- ◇テーマ 「持続可能な地域づくりを考える」
～みんなが主体的に参加する地域づくり～
- ◇参加者 95名

(会議関係)

4役会	3回
役員会	4回
総務広報部会	4回
多世代交流部会	7回
地域安全部会	5回
福祉活動推進部会	2回

議案第2号

2019年度 松が丘小学校区まちづくり協議会 会計決算報告

事業期間 2019年4月1日 ～ 2020年3月31日

収入金額 1,078,172 円
 支出金額 1,078,155 円
 差引残高 17 円 (繰越金)

(収入の部)

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差異	内容説明
地域交付金	1,779,000	1,078,155	700,845	差異分を三田市に返納
自主財源等	0	0	0	
雑収入	0	11	△ 11	貯金利息
前年度繰越金	6	6	0	
収入計	1,779,006	1,078,172	700,834	

(支出の部)

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差異	内容説明
賃金	768,000	596,302	171,698	事務局人件費
報償費	50,000	3,028	46,972	地域計画アドバイザー謝礼
旅費	5,000	2,540	2,460	研修交通費
需用費	365,000	181,728	183,272	広報紙、各種案内印刷、プリンター インク、用紙等 事務局消耗品費
役務費	211,000	142,013	68,987	電話代、郵便代、振込手数料、保険 料等、ネット回線使用料
使用料及び賃借料	280,000	41,877	238,123	役員会等会場費
原材料費	0	2,721	△ 2,721	音楽会出演者等賄い材料費
備品購入費	100,000	107,946	△ 7,946	カメラ、冷蔵庫、書架等
予備費	6	0	6	
(小計)	1,779,006	1,078,155	700,851	
翌年度繰越金	0	17	△ 17	
支出合計	1,779,006	1,078,172	700,834	

以上のとおりご報告いたします。

2020年3月31日

松が丘小学校区まちづくり協議会
 会長 古田 茂充 ㊟(捺印済み)
 会計 足立 恵美子 ㊟(捺印済み)

(捺印済み原本は会計担当が保管)

2019年度 会計監査報告

2020年4月9日（木）に三田市まちづくり協働センターにおいて、2019年度松が丘小学校区まちづくり協議会の会計監査を実施した結果、帳票類及び証拠書類は正確かつ適正に処理されていることを確認しましたので、ここに報告します。

2020年5月27日

監査 田口 秀次 ⑩

監査 下浦 好朗 ⑩

(捺印済み原本は会計担当が保管)

議案第3号

2020年度役員改選(案)

2020年度松が丘小学校区まちづくり協議会役員

役 職	氏 名	所属団体等
会 長	古 田 茂 充	松が丘小学校区区長・自治会長会
副 会 長	吉 見 直 樹	松が丘小学校区区長・自治会長会
副 会 長	池 田 光 男	防犯協会三輪南支部
事 務 局 長	北 浦 尚 幸	その他の団体及び住民 (大原荘園自治会)
会 計	足 立 恵 美 子	健康推進員
理 事	合 田 勝 紀	松が丘小学校区区長・自治会長会
理 事	菅 野 英 隆	松が丘小学校区区長・自治会長会
理 事	中 根 和 子	民生委員・児童委員
理 事	長 友 富 美 子	ふれあい活動推進協議会
理 事	川 畑 律 夫	防犯協会三輪南支部
理 事	四ツ岩 麻梨亜	松が丘小学校PTA
理 事	佐々木 昭司	スポーツクラブ21松が丘
理 事	新 谷 弘 江	その他の団体及び住民 (友が丘自治会)
監 査 役	田 口 秀 次	松が丘小学校区区長・自治会長会
監 査 役	下 浦 好 朗	老人会 (いきいき杉の会)

議案第4号

2020年度事業計画（案）

活動の目的	協議会は、松が丘小学校区にお住まいの皆さまが安全に安心して、住み続けるために、住民相互の連携を図り、課題解決に取り組み、明るく元気な、まちづくりを推進することを目的とします。
活動の内容	<p>協議会は、活動の目的を達成するために、下記の内容について地域団体・民間団体・行政など様々な主体との協働を通じて、地域づくりの推進を図ります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 まちづくり協議会や地域のイベント、会議等の取り組み状況について、広報紙の発行により地域住民に周知します。（年3回） 2 災害時に備えて松が丘小学校区内の一時避難所に指定されている松が丘小学校での地域防災訓練、避難所運営訓練（HUG）及び防災研修を実施します。 3 松が丘小学校区内の地域交流や多世代交流を推進するため、ふれあい交流音楽祭、バスツアー、囲碁ボール大会等を実施します。 4 松が丘小学校区内にお住まいの高齢者や障害のある方などの生活支援や外出支援の方策を引き続き調査研究します。 5 「まち協カフェ」を地域住民の居場所づくりや地域交流を図るために継続的に実施します。 6 まちづくり協議会の活動を通じて地域計画の作成に取り組みます。 7 上記の事業を推進するため、先進地視察やワークショップ等を行います。
活動の工夫	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の中心に位置する松が丘小学校内に事務局を設置したことにより、まちづくり構成団体との情報共有や連携をより一層深めていけるようにします。 2 専門部会が専門的かつ重点的に調査研究や各種活動を行うことで、効率的かつ効果的な事業推進を図ります。 3 課題ごとの研究チームを立ち上げます。

議案第5号

2020年度予算（案）

事業期間：2020年4月1日～2021年3月31日

（収入の部）

（単位：円）

科目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	差異 (A)-(B)	内容説明
地域交付金	2,000,000	1,779,000	221,000	
自主財源等	125,010	0	125,010	ひょうご安全の日推進事業補助金100,000 県民交流バス利用助成金25,000 預金利息10
前年度繰越金	17	6	11	
収入計	2,125,027	1,779,006	346,021	

（支出の部）

（単位：円）

科目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	差異 (A)-(B)	内訳		内容説明
				交付金	その他	
賃金	705,000	768,000	△ 63,000	705,000		事務局人件費
報償費	36,000	50,000	△ 14,000	36,000		地域計画アドバイザー、 防災リーダー謝礼
旅費	35,000	5,000	30,000	35,000		労基署、税務署旅費 先進地視察旅費
需用費	447,000	365,000	82,000	387,000	60,000	広報紙、各種案内印刷、 プリンターインク、防災 訓練消耗品費、事務局消 耗品費等
役務費	208,000	211,000	△ 3,000	208,000		電話代、郵便代、振込手 数料、保険料等、ネット 回線使用料
使用料及び 賃借料	612,000	280,000	332,000	587,000	25,000	役員会(総会等)会場費、 バス借上料等
原材料費	70,000	0	70,000	30,000	40,000	防災訓練用食材費
備品購入費	12,000	100,000	△ 88,000	12,000		電気ポット等
予備費	27	6	21	0	27	
支出計	2,125,027	1,779,006	346,021	2,000,000	125,027	

添付資料

添付資料-① 松が丘小学校区まちづくり協議会規約

松が丘小学校区まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、松が丘小学校区まちづくり協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

2 協議会の事務所は、松が丘小学校内(三田市川除 535 番地)に置く。

(対象区域)

第2条 協議会の対象区域は、松が丘小学校校区（以下、「校区」という。）とする。

(目的)

第3条 協議会は、松が丘小学校区にお住まいの皆さまが安全に安心して、住み続けるために、住民相互の連携を図り、課題解決に取り組み、明るく元気な、まちづくりを推進することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 協議会の予算、決算等に関すること。
 - (2) 広報に関すること。
 - (3) 住民交流の促進に関すること。
 - (4) 安全、安心な地域づくりに関すること。
 - (5) 福祉や生涯支援及び健康増進に関すること。
 - (6) 地域の環境美化推進に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、住みよい地域コミュニティの推進に関すること。
- 2 協議会は、活動にあたって、特定の宗教活動又は政治活動を目的とする活動は行わない。

第2章 組織及び役員

(組織)

第5条 協議会は、(別表)に定める各種団体等で構成する。

2 協議会への新たな団体等の参加については、総会の議決によるものとする。

(役員)

第6条 協議会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 理事 若干名
- (6) 監査役 2名

2 役員は、総会において選任する。

3 監査役は、他の役員を兼ねることはできない。

4 総会の承認を得て、協議会に顧問を置くことができる。

(役員等の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 3 事務局長は、協議会の事務を統括する。
- 4 会計は、協議会の会計事務を担当する。
- 5 理事は、協議会の会務を執行する。
- 6 監査役は、協議会の会計について監査を行い、毎年定期総会に報告する。
- 7 顧問は、会長の要請に応じて会議に出席し、協議会の運営及び活動に関して意見を述べるができる。

(役員任期)

第8条 役員任期は、定期総会の日から次の定期総会の終結の時までとする。但し、補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任することができる。

第3章 会議

(総会)

第9条 総会は、協議会の最高議決機関とし、構成団体等(別表)の代表者及び代表者が推薦する者(以下、「委員」)によって構成する。

- 2 総会は、次の事項を審議し、承認及び議決を行う。
 - (1) 事業計画及び予算に関する事項
 - (2) 事業報告及び決算報告に関する事項
 - (3) 協議会の組織、構成団体、委員に関する事項
 - (4) 役員選任に関する事項
 - (5) 規約の改廃に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し重要な事項
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、委員の過半数の出席(委任状を含む。)をもって成立する。
- 5 総会の議長は、出席した委員の中から選出する。
- 6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによることとする。
- 7 総会は、毎年1回開催するほか、会長が必要と認めたとき又は委員の半数以上の請求があったときは、その都度臨時総会を開催しなければならない。

(総会の議事録)

第10条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数と出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

(議事録の公開)

第11条 校区住民および校区構成団体は、会長に申出のうえ、総会の議事録を閲覧することができる。

- 2 会長は、協議会の活動内容を広く周知するため、総会の議事要旨について、さまざまな手法により公開しなければならない。

(役員会)

第12条 役員会は第6条第1項第1号から5号までに定める者をもって構成する。

- 2 役員会は、次の各号に掲げる事項を評議決定する。

- (1) 事業計画案及び予算案の作成に関する事項
 - (2) 事業報告及び決算報告の作成に関する事項
 - (3) 評議決定した事項を校区住民に周知する事項
 - (4) 協議会の運営に関し緊急を要する重要事項
 - (5) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 3 前項第4号の事項を評議決定したときは、会長は次の総会においてこれを報告し、その承認を求めることとする。
- 4 役員会は、会長が必要に応じて招集し、会長がその会議の議長となる。
- 5 役員会は、役員会構成員の過半数（委任状を含む。）の出席をもって成立する。
- 6 役員会の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、役員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（専門部会）

第13条 専門部会は、必要に応じて専門的な事項について活動を行う場合に設置することができる。

- 2 専門部会は、会長及び委員が推薦する者をもって構成する。
- 3 専門部会は、専門部会員の互選により、部会長及び副部会長を選出する。
- 4 専門部会長は、専門部会を代表し会務を総括する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 前条第4項から第7項までの規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第4項から第7項までの規定中、「役員会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替える。

第4章 事業計画および予算

（事業計画及び予算）

第14条 協議会の事業計画及び予算は、役員会がその案を作成し、総会の議決を経て定めなければならない。

- 2 事業計画及び予算を変更するとき、前項の規定を準用する。

（事業報告及び決算報告）

第15条 協議会の事業報告及び決算報告は、毎会計年度終了後速やかに役員会が作成し、監査役の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

第5章 事務局

（事務局）

第16条 協議会の事務を円滑に執行するため、事務局を置くことができる。

- 2 事務局は、協議会及び構成団体等の事務を処理する。
- 3 事務局の運営に関する事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

第6章 会計等

（経費）

第17条 協議会の経費は、交付金、補助金、委託料、助成金、協賛金、寄附金その他の収入をもって充てる。

（会計年度）

第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(監査と報告)

第19条 監査役は、会計年度終了後に監査（会計監査及び業務監査）を行い、総会に報告する。

(会計及び資産帳簿の整備及び公開)

第20条 協議会は、会計の透明性を確保するため、会計及び資産に関する帳簿を整備しなければならない。

2 校区住民は、会長に申出のうえ、会計及び資産に関する帳簿を閲覧することができる。

但し、個人情報等公開することが適当でない情報が含まれている場合は、当該部分を除いた帳簿を公開するものとする。

第7章 その他

(帳簿書類の保存期間)

第21条 会計に関する帳簿及び保存期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 収支予算書及び収支決算書 5年
- (2) 帳簿等 5年
- (3) 計算書類及び証拠書類 5年
- (4) その他関係書類 5年

第8章 補則

(委任)

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成30年2月22日から施行する。

この規約は、平成30年5月24日から施行する。

別表（第5条、第9条関連）

構成団体等	委員数
区・自治会	6名
民生委員・児童委員	6名以内
ふれあい活動推進協議会	6名以内
老人会	6名以内
防犯協会	3名以内
健康推進員	6名以内
松が丘小学校PTA	1名
スポーツクラブ 21 松が丘	1名
青少年補導員	6名以内
自主防災組織	6名以内
その他の団体及び住民	若干名

(参考資料)

(第5条、第13条関連)

部会の各種構成団体

部 会 名	主 体 と な る 構 成 団 体
総務・広報部会	区長・自治会長
多世代交流部会	区長・自治会長、ふれあい活動推進協議会、民生委員・児童委員、松が丘小学校PTA、スポーツクラブ21松が丘、老人会
地域安全部会	区長・自治会長、自主防災組織、防犯協会三輪南支部、青少年補導員
福祉活動推進部会	区長・自治会長、ふれあい活動推進協議会、民生委員・児童委員、健康推進員
環境、美化推進部会	区長・自治会長、自主防災組織、防犯協会三輪南支部、松が丘小学校PTA

(第13条関連)

各部会活動

部 会 名	活 動 内 容
総務・広報部会	地域計画の推進、広報紙の発行、ホームページの開設、住民アンケートの実施、ワークショップの実施
多世代交流部会	交流、イベント等(祭り等の開催)スポーツ、映画鑑賞等
地域安全部会	防災訓練、防犯パトロール、通学路の安全パトロール等
福祉活動推進部会	子どもの健全育成、健康ウォーキング、高齢者への支援や見守り等
環境、美化推進部会	地域の美化、環境保全等